

淀川水系流域委員会規約（素案）の検討

本規約（素案）は、第1～3回までの審議内容をふまえて作成したものです。今回の第4回準備会議で審議を行い、河川管理者に提言することになります。

最終的な成文化は河川管理者が行い、今後、開催が予定される淀川水系流域委員会の設立会において、河川管理者から（案）として示され、審議を行うこととなります。

以上、審議に先立って、あらかじめご承知おき下さい。

淀川水系流域委員会規約（素案）

（設置）

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、近畿地方建設局長（平成13年1月より近畿地方整備局長）が「淀川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は、淀川水系河川整備計画【直轄管理区間を基本】の作成にあたって、関係住民の意見の反映方法について意見を述べるとともに、同河川整備計画について意見を述べることを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会には、「全体委員会」と「琵琶湖部会」、「淀川部会」、「猪名川部会」の各部会を設置する。

2. 全体委員会及び各部会の委員は、別表1～2に掲げる者とする。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
4. 委員の代理出席は認めない。

（全体委員会）

第4条 全体委員会は、流域全体での審議、部会の報告を受けた審議、審議内容に応じた部会への指示、調整を行い、意思決定を行う。

2. 全体委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
3. 全体委員会の意思決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付するものとする。
4. 全体委員会は審議しようとする事項について必要と認める場合は、専門的知識を有するものを委員として追加するよう地建局長に要請することができる。
5. 全体委員会は、部会の細分割をすることができる。

(部会)

- 第 5 条 部会は、全体委員会からの指示を受け、地域の特性を十分に考慮した議論を行い、全体委員会に報告する。
- 2 . 全体委員会への報告内容を決定する部会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、その決定は出席委員の過半数をもって行う。

(委員長及び部会長)

- 第 6 条 全体委員会には委員長を置き、各部会には部会長を置くこととする。
- 2 . 委員長及び部会長は全体委員会の委員の互選によってこれを定める。
 - 3 . 委員長は会務を総括し、委員会を代表し、全体委員会の委員長を兼務する。
 - 4 . 部会長は部会の会務を総括する。
 - 5 . 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 . 部会長に事故がある時は、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

- 第 7 条 全体委員会は委員長が招集し、部会は部会長が招集し、それぞれ運営する。
- 2 . 委員長は、必要に応じて、2 以上の部会の合同による部会を開くことができる。
 - 3 . 委員長は、必要に応じて、各部会に出席し、発言できる。
 - 4 . 委員長は、必要に応じて、全体委員会に各部会の委員の出席、発言を求めることができる。
 - 5 . 委員長及び部会長は、必要に応じて、部会に所属部会以外の者の出席、発言を求めることができる。
 - 6 . 河川管理者は、委員の要請に対して積極的に発言するほか、委員長、部会長の許可を得て自ら発言できるものとする。
 - 7 . 委員長及び部会長は一般の傍聴者に対して発言の機会を設ける。
 - 8 . 積極的に関係住民の意見を聴取することを原則とし、必要に応じて、別表 3 に掲げる中から適切な方法を選択し、措置を講ずるものとする。

(情報公開)

- 第 8 条 全体委員会及び部会は原則公開とし、公開する情報については全体委員会で定める。
- 2 . 委員会及び地建局長は、前項で公開と決定された情報について、関係住民が閲覧できるよう、必要に応じて、別表 4 に掲げる中から適切な方法を選択し、措置を講ずるものとする。

(庶務)

- 第 9 条 委員会の庶務は、中立的立場で近畿地方建設局が委託した民間企業が行うこととし、委員長及び部会長の指示を受けて業務を行う。

(規約の改正)

第 10 条 本規約の改正は、全体委員会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第 11 条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が全体委員会に諮って定めるが、その際、付録に示す準備会議資料及び議事録を参考にするものとする。

付則

(施行期日)

この規約は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

(近畿地方整備局の発足にともなう事項)

平成 13 年 1 月 6 日の近畿地方整備局の発足に伴い、近畿地方建設局とあるところは近畿地方整備局、近畿地方建設局長とあるところは近畿地方整備局長と読み替える。

別表1 全体委員会委員

淀川水系流域委員会全体委員会委員(敬称略、五十音順)

No.	氏名	フリガナ	分野	所属	備考	公募
1	芦田 和男	アシダ カズオ	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 大阪研究所長	—	—
2	池淵 周一	イケフチ シュウイチ	水資源	京都大学防災研究所 所長	猪名川部会兼任	—
3	今本 博健	イマモト ヒロタケ	洪水防御	京都大学防災研究所 教授	淀川部会兼任	—
4	植田 和弘	ウエタ カズヒロ	経済	京都大学大学院経済学研究科 教授	—	—
5	江頭 進治	エガシラ シンジ	河道変動	立命館大学理工学部教授	琵琶湖部会兼任	—
6	嘉田 由紀子	カダ ユキコ	地域・まちづくり	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会兼任	○
7	川上 聡	カガミ アキラ	地域の特性に 詳しい委員	川の会・名張 事務局企画広報担当 その他	淀川部会兼任	○
8	川那部 浩哉	カワナベ ヒロヤ	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会兼任	—
9	倉田 亨	クラタ トオル	農林漁業	近畿大学農学部 教授	琵琶湖部会兼任	—
10	宗宮 功	ソウミヤ イサオ	水質	京都大学大学院工学研究科 教授	琵琶湖部会兼任	—
11	谷田 一三	タニダ カズミ	動物	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会兼任	—
12	塚本 明正	ツカモト アキマサ	地域の特性に 詳しい委員	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会兼任	—
13	寺川 庄蔵	テラカワ ショウゾウ	地域の特性に 詳しい委員	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会兼任	○
14	寺田 武彦	テラダ タケヒコ	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会元委員長	淀川部会兼任	—
15	中村 正久	ナカムラ マサヒサ	水環境	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会兼任	—
16	枅屋 正	マスヤ タダシ	地域の特性に 詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会兼任	—
17	水山 高久	ミズヤマ タカヒサ	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会兼任	—
18	三田村 緒佐 武	ミタムラ オサム	環境教育	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会兼任	—
19	吉田 正人	ヨシダ マサヒト	自然保護	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	—	—
20	米山 俊直	ヨネヤマ トシナオ	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会兼任	—
21	鷺谷 いづみ	ワシタニ イヅミ	植物	東京大学農学生命科学研究科 教授	—	—
22	(検討中)		マスコミ		—	—

注1:分野名については、各候補者の意向も考慮の上、今後変更される可能性があります。

注2:マスコミ分野の候補者については、候補者としての選出の有無も含めて検討中です。

別表2 部会委員

淀川水系流域委員会琵琶湖部会委員（敬称略、五十音順）

	氏名	フリガナ	分野	所 属	備考	公募
1	井上 良夫	イノウエ ヨシオ	地域の特性に詳しい委員	B S C ウォータースポーツセンター 校長	-	-
2	江頭 進治	エガシラ シンジ	河道変動	立命館大学理工学部教授	全体委員会兼任	-
3	嘉田 由紀子	カダ ユキコ	地域・まちづくり	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	全体委員会兼任	
4	川那部 浩哉	カワナベ ヒロヤ	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	全体委員会兼任	-
5	川端 善一郎	カワハタ センイチロウ	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	-	-
6	倉田 亨	クラタ トオル	農林漁業	近畿大学農学部 教授	全体委員会兼任	-
7	小林 圭介	コバヤシ ケイスケ	植物	滋賀県立大学名誉教授、 滋賀文化短期大学教授	-	
8	宗宮 功	ソウミヤ イサオ	水質	京都大学大学院工学研究科 教授	全体委員会兼任	-
9	寺川 庄蔵	テラカワ ショウゾウ	地域の特性に詳しい委員	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	全体委員会兼任	
10	中村 正久	ナカムラ マサヒサ	水環境	滋賀県琵琶湖研究所 所長	全体委員会兼任	-
11	西野 麻知子	ニシノ マチコ	動物	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	-	-
12	仁連 孝昭	ニレン タカアキ	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	-	-
13	藤井 絢子	フジイ アヤコ	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-	-
14	松岡 正富	マツオカ マサトミ	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部理事、 朝日漁業協同組合代表監事	-	-
15	水山 高久	ミズヤマ タカヒサ	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	全体委員会兼任	-
16	三田村 緒佐武	ミタムラ オサム	環境教育	滋賀県立大学環境科学部 教授	全体委員会兼任	-
17	村上 悟	ムラカミ サトル	地域の特性に詳しい委員	滋賀県立大学大学院環境科学研究科 修士課程	-	-

注：分野名については、各候補者の意向も考慮の上、今後変更される可能性があります。

淀川水系流域委員会淀川部会委員（敬称略、五十音順）

	氏名	フリガナ	分野	所 属	備考	公募
1	有馬 忠雄	アリマ タダオ	植物	大阪府自然環境保全指導員 河川水辺の国勢調査アドバイザー（淀川、大和川、植物）	-	-
2	今本 博健	イマモト ヒロタケ	洪水防御	京都大学防災研究所 教授	全体委員会兼任	-
3	大手 桂二	オオテ ケイジ	砂防	京都府立大学名誉教授	-	
4	川上 聡	カガミ アキラ	地域の特性に詳しい委員	川の会・名張 事務局企画広報担当 その他	全体委員会兼任	
5	紀平 肇	キヒラ ハジム	動物	清風学園 講師	-	-
6	小竹 武	コタケ タケシ	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校校医、J R西日本鉄道嘱託医、産業医、小竹医院院長、淀川ネイチャークラブ会長、十三あたりわたらの集い世話人	-	
7	田中 真澄	タナカ シンチョウ	地域の特性に詳しい委員	岩屋山志明院 住職	-	-
8	谷田 一三	タニダ カズミ	動物	大阪府立大学総合科学部 教授	全体委員会兼任	-
9	塚本 明正	ツカモト アキマサ	地域の特性に詳しい委員	川とまちのフォーラム・京都 世話役	全体委員会兼任	-
10	寺田 武彦	テラダ タケヒコ	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会元委員長	全体委員会兼任	-
11	長田 芳和	ナガタ ヨシカズ	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-	-
12	原田 泰志	ハラダ ヤスシ	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-	-
13	横村 久子	ヨキムラ ヒサコ	地域・まちづくり	京都女子大学現代社会学部 教授	-	-
14	枘屋 正	マスヤ タダシ	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	全体委員会兼任	-
15	山岸 哲	ヤマギシ サトシ	動物	京都大学大学院理学研究科 教授	-	-
16	山本 範子	ヤマモト ノリコ	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-	-
17	和田 英太郎	ワダ エイトロウ	水質	京都大学生態学研究センター 教授	-	-
18	渡辺 賢二	ワタナベ ケンジ	水環境	上桂川漁業協同組合 事務局長	-	
19	（検討中）		植物		-	-

注1：分野名については、各候補者の意向も考慮の上、今後変更される可能性があります。

注2：植物分野の候補者については、候補者としての選出の有無も含めて検討中です。

淀川水系流域委員会猪名川部会委員（敬称略、五十音順）

	氏名	フリガナ	分野	所 属	備考	公募
1	池淵 周一	イケブチ シュウイチ	水資源	京都大学防災研究所 所長	全体委員会兼任	-
2	田中 哲夫	タナカ テツオ	漁業関係	兵庫県立姫路工業大学自然・環境科学研究所 助教授	-	-
3	畑 武志	ハタ タケシ	農業関係	神戸大学農学部 教授	-	-
4	服部 保	ハツリ タモツ	植物	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	-	-
5	東山 充	ヒガシヤマ ミツル	地域の特性に詳しい委員	特になし	-	-
6	畚野 剛	フゴノ タケシ	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表	-	-
7	細川 ゆう子	ホソカワ ユウコ	地域の特性に詳しい委員	猪名川の自然と文化を守る会 猪名川の子ども会会長	-	-
8	本多 孝	ホンダ タカシ	地域の特性に詳しい委員	みのお山自然の会 会長	-	
9	松本 馨	マツモト カオル	地域の特性に詳しい委員	池田・人と自然の会 代表	-	-
10	森下 郁子	モリシタ イコ	動物	淡水生物研究所 所長	-	
11	矢野 洋	ヤノ ヒロシ	水質	神戸市水道局 参事 神戸市水質試験所 所長	-	-
12	米山 俊直	ヨネヤマ トシナオ	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	全体委員会兼任	-

注：分野名については、各候補者の意向も考慮の上、今後変更される可能性があります。

別表3 関係住民の意見聴取方法

表 意見聴取の方法について

聴取形態	意見聴取方法
様々なツールを用意し、意見が寄せられるのを待つ	・意見受付用電話を設置する
	・意見受付用ファックスを設置する
	・電子メールで意見を受け付ける
	・ニュースレターに意見受付用紙を添付する
	・ホームページ上に意見募集の仕組みをつくる
	・意見書の提出を受け付ける
意見をやりとりする場を設ける	・会議の中に意見交換の場を設ける
	・事務局等関連機関に意見受付窓口を常設する
	・公聴会を実施する
	・勉強会・意見交換会を実施する
積極的に意見を聴きとりに行く	・アンケートを行う
	・ヒアリングを行う

*いずれの場合も、ニュースレター、ホームページ、記者クラブへの投げ込み等により、意見聴取方法の広報に努める。

別表4 情報公開の方法

表 情報公開の方法について

情報公開方法
・ホームページ開設
・ニュースレター発行
・プレス発表
・会議資料の配布・閲覧
・全体委員会を公開
・部会を公開

付録1 第1回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録

付録2 第2回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録

付録3 第3回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録

付録4 第4回淀川水系流域委員会準備会議資料及び議事録